

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日(水)
午後2時00分から午後2時50分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(議規則第7条)

出席委員数 21名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄		【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎		【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 3名

【4番】岡林 興通	【11番】越智 信彦	【18番】岡田 勝利
-----------	------------	------------

4. 議事に関する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	森本 猛
係長	芝田 裕治
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 31 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~8)

議案第 32 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~9)

議案第 33 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~5)

議案第 34 号

農地法第 5 条の規定による許可の取消願について (受付番号 1)

議案第 35 号

地域計画変更 (除外) について (受付番号 1~3)

議案第 36 号

農用地利用集積等促進計画関係 (農地中間管理事業) について (受付番号 1~41)

議案第 37 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (受付番号 1)

議案第 38 号

農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第 39 号

農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第 22 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~22)

報告第 23 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1~3)

報告第 24 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1~4)

報告第 25 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和7年度 第6回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中21名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和7年度 第6回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【7番】近藤 徹也 委員、【17番】村上 晋太郎 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第31号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第31号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は町谷にある農地1筆で、登記地目は山林、面積は439㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は玉川町葛谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は16㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は宮窪町友浦にある農地3筆で、登記地目は田、面積は合計794㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は宮窪町宮窪にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計2,807㎡でございます。</p> <p>[受付番号5] 申請地は宮窪町余所国にある農地3筆で、登記地目は田、畑、面積は合計895㎡でございます。</p> <p>[受付番号6] 申請地は伯方町木浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は620㎡でございます。</p>

[受付番号 7]

申請地は伯方町叶浦にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 423 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は大三島町宮浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 367 m²でございます。

続きまして、議案書 1 ページの合計は、8 件、16 筆、面積 6,361 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈している」またはイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 32 号についてご説明いたします。
議案書 2 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 4 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 1,402 m²で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は合計 273 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は505㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,735㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は537㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は31㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は511㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計568㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は216㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから18ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力が

あるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

新居田
委員

意見があります。農地法第3条許可の新規就農の審査について、事務局に説明を求めます。

事務局

新規就農の方については、農地法第3条許可を申請する際に、今後の農業経営に関する調書の添付を求めています。申請書および営農の調書を総合的に判断し、許可の要件に適合する案件については、地区の小委員会で審議したうえで総会の議案にあげております。

なお、農地法第3条第2項第4号の許可要件である「必要な農作業に常時従事すること」について、農地取得後、耕作はもちろん、草刈り等の保存行為をしていけば、「必要な農作業に従事する」として認めており、許可すべきという判断をしています。

「常時従事すること」の定義として、国から示された年間150日の農作業従事については、150日間耕作していることの裏付けをとることは困難です。そのため、県外在住者等が通作することができるかどうかの目安として解釈し、150日を満たさない場合であっても、その後の管理が適切に行われると認められる場合、農地法第3条第2項第4号の許可要件は満たされると考えております。

新居田
委員

下限面積が撤廃され、新規就農者でも農地を取得することが可能となりました。その一方で、新規で就農した方の農地の利用は適切といえないものもあります。農地法第3条の許可後、適切な農地利用が行われていないために許可の取り消しをすることは不可能です。3条許可の運用を厳格化し、適切な管理をしない新規就農者の農地取得を制限する必要があると考えますが、事務局の意見を教えてください。

局長

下限面積の撤廃により、新しく就農しようとする人の入り口が広がったことは

意義があるといえます。小さい規模で家庭菜園をする方や兼業農家の方も農業を始めやすくなっています。適切な農地利用が行われていない農地を発見した場合は、事務局から所有者に対して注意するようにしています。

村上委員 議案書には、家庭菜園をする人も「新規就農」という表現をしています。家庭菜園をするだけの人を就農者として表現することには違和感があるのですが。

局長 家庭菜園という分類がないため、耕作面積をもたない方はすべて新規就農者という表現をしています。確かに、農業を生業として認められるためには、一定以上の耕作面積や耕作実績が求められます。新規就農者という表現については、今後、検討したいと思います。

渡部委員 地域の議案については、事前に地域の小委員会で話し合いをしたうえで、総会の議題としてあがっているはずですが。事務局が許可要件に適合することを確認する書類を委員に提出し、十分協議したうえで総会の議案としてあがっています。協議の結果、許可要件を満たさないと判断される場合、小委員会で議案を否決してもよいのかどうか教えてください。

局長 明白に許可要件を満たさないと判断される内容がある場合、議案を否決することができると思います。

新居田委員 常時従事要件の年間150日の農作業も許可要件であるため、これを満たすと認められないのなら反対していいという考えで間違いはないですか。また、事務局が常時従事の要件に適合すると考える場合、小委員会において150日を満たすだろうと納得できる資料を委員に提出していただきたいです。

事務局 150日の耕作について裏付けをとることは困難です。常時従事の要件については、申請者が農地取得後、定期的に通作し、管理することが通作の距離等からみて可能であると判断した場合、要件に適合すると考えております。

会長 150日の定義や農作業の従事について、細かな定義は難しいですが、小委員会で十分に協議し、話をまとめたうえで総会に議案として提出されているものと思います。

近松委員 審議に時間がかかるので、来月以降の総会后、役員会を開き、事務局から基準についてしっかり整理したうえで報告したほうが良いと思います。

会長 そのほかご質問はございますか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、許可することといたします。

議長

続きまして、
議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 33 号について、ご説明いたします。
議案書 3 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は、土木建築業等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は乃万地区野間の 4 筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 468 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、今治市への事業展開を図ることとし事業規模を拡大することに伴い、資材置場が不足することから、譲渡人から申請地を購入し、資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 8 月 15 日で、許可日から令和 8 年 1 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、無職の者 1 名、申請地は桜井地区国分 4 丁目の 1 筆で、地目は田、転用面積は 1,040 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年8月15日で、許可日から令和7年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は、イベントに係るテント関連製品の販売やレンタル事業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区国分4丁目の1筆で、地目は田、転用面積は562㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場及び資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、事業規模拡大に伴い来客者用駐車場及びテント置場が不足していることから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場及び資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年8月15日で、許可日から令和7年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は建築業及びレジャー施設の経営事業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の1筆で、地目は畑、転用面積は3,110㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がキャンプ場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、しまなみ海道沿線の観光客の増加やキャンプ人気の高まりを受け、事業規模拡大のためキャンプ場等レジャー施設の経営に参入することとしたことから、申請地を譲渡人から購入し、キャンプ場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年8月15日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は曹洞宗の宗教法人、譲渡人は農業者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、転用面積は951㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達

成することが出来るかどうかにつきましては、公園墓地を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、近年の少子高齢化に伴い檀家による墓所の維持管理が困難となってきていることから、個別の墓石を集約し一括管理することができるようになることで維持管理を容易にするため、申請地を譲渡人から購入し、公園墓地を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年8月15日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第34号について、ご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

[受付番号1]

本願は、令和7年5月19日付け愛媛県指令東農振(地5)第176号で愛媛県知事から許可を受けております、農地法第5条の規定に基づく許可の取り消しに関する案件でございます。

事業計画につきましては、菊間地区浜の928㎡の農地において、太陽光発電施設の整備を計画としておりました。

しかし、申請地が洪水・土砂災害のハザードにかかっていたことから売買を賃貸借に変更することとなり、固定資産税30年分を原価試算した結果、祖利率が低下し利益が見込めないことから、転用計画を断念することとなり申請者双方で契約解除の合意に至ったことから転用許可の取り消しを受けようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年8月15日でございます。

続きまして、手元にお配りしております農地法第5条の許可に係る申請書ごとの要件確認書ですが、19ページから23ページをご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用及び転用許可の取消しはやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用及び転用許可の取消しは、やむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第 33 号の受付番号 4 は、申請地が 3,000 m²を超える案件でありますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 35 号 地域計画変更 (除外) について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。議案第 35 号は、地域計画の変更 (除外) について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請地は、且の 1 筆で地目は田、面積は 396 m²でございます。現在、住宅敷地の一部として利用していますが、この度是正を行うため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 2]

申請地は、新谷の 1 筆で地目は田、面積は 495 m²でございます。専用住宅建築を行うため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 3]

申請地は、波方町岡の 2 筆で地目は畑、面積は合計 979 m²でございます。専用住宅建築を行うため、地域計画から除外しようとするものでございます

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 36 号について、ご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。議案書 6 ページから 12 ページまでの議案第 36
号は、農地中間管理事業による農地の貸し借りであり、貸す人と借りる人との
間に農地中間管理機構を経由する 3 者間での権利設定となっています。
今回、今治市全体の計画の件数は新規 41 件、面積は 70,787 m²となっております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、耕作に供すべき
農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているか、
などが定められた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号
及び第 3 号の要件を満たしているため、各委員の意見は「適当である」とのこ
とでした。なお、当該計画を定めることについて、本市の農林水産課に意見を求
めたところ、「異議なし」とのことでした。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の計画は、いずれも適当との意見であります、
ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積等促進計画関係につきましても、原案どおり決定と
いうことでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
議案第 37 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 13 ページをお開きください。
議案第 37 号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

[受付番号 1]

相続人は、〇〇才の無職で、父の死去に伴い相続した富田地区の農地 2 筆、地目は田、面積は合計 465 m²について、相続税の納税猶予を受けるため、適格者である旨を証明するものであります。

それでは、お手元にお配りしております要件確認書の 24 ページをお開きいただき、相続税納税猶予適格者証明に係る要件確認書をご覧ください。

納税猶予適格者の審査基準を要約して説明いたしますと、

①被相続人が農業を営んでいたかどうか、相続人が相続により取得した農地について農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるかどうか
②対象農地が申告期限内に相続等により取得し、農業の用に供されているものであるか

ということでございます。

審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は要件確認書のとおりとなっております、適当であると思われま。

また、事情聴取と現地調査を行った結果、申請地は農地として適正に耕作されており、今後も引き続き耕作し、農業経営を継続するというので、第 2 小委員会において審議の結果、適当との意見となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

承認することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

それでは、承認することといたします。

議長

続きまして、
議案第 38 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 14 ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員に2人欠員が生じていることから、令和7年7月1日から7月31日までの間、公募を実施いたしました。
結果、募集2人に対し、議案のとおり2人の応募がありました。2人ともに農地等利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、欠格事由に該当しておりません。
第1地区担当区域の農地利用最適化推進委員としまして、田窪秀敏氏、芝田孝行氏を委嘱することについて、ご承認をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
ご意見、ご質問ありませんか。

議長 原案どおり応募がありました2人を農地利用最適化推進委員に委嘱することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり委嘱することといたします。

議長 続きまして、
議案第39号 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。
岡本賢治委員より、令和7年9月1日付で辞任願が提出されました。
辞任の理由としては、一身上の都合で、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせないとの思いから願い出られたものです。
つきましては、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。
なお、辞任にご同意いただいた場合は、岡本委員の辞任日は本日、令和7年9月10日付となることを申し添えます。
また補足ですが、辞任の場合は農地利用最適化推進委員の欠員が生じます。
補充を行う場合、後任者の任期は残任期間である令和8年7月19日までとなります。現時点で残り期間1年未満であることから、補充は実施しないこととします。岡本委員の担当地区は、朝倉地区の委員が対応していただくことをご承認いただいております。以上です。

議長 説明が終わりました。
ご意見、ご質問ありませんか。

議長 原案どおり辞任に同意することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり辞任に同意することといたします。

議長	<p>続きまして 報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。</p> <p>議案書 16 ページから 23 ページの報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 22 件の届出がありました。取得事由はすべて相続であり、権利内容もすべて所有権でありました。</p> <p>議案書 24 ページの報告第 23 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 3 件の届出があり、合計面積は 859 m²でありました。</p> <p>議案書 25 ページの報告第 24 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 4 件の届出があり、合計面積は 1675 m²でありました。</p> <p>報告第 23 号および報告第 24 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。</p> <p>なお、報告第 22 号から第 24 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、議案書 26 ページの報告第 25 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。</p> <p>今月は 1 件の届出があり、面積は 49 m²でありました。反対給付は、「なし」となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。</p>
全員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>報告事項でありますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>それでは、本日より予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。</p>
全員	<p>(意見なし)</p>
議長	<p>意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

【閉会后】

事務局

事務局から、次回の総会の日程について連絡します。
次回の総会ですが、令和7年10月10日 金曜日 午後2時から今治市役所第2
別館 11階特別会議室1号2号で開催しますので、よろしくお願いいたします。

次回：令和7年10月10日 水曜日 午後2時00分から

今治市役所第2別館11階特別会議室1号、2号

以上、議案審議の内容を記載し、その相違ない事を証する為ここに署名します。

議 長

委 員

委 員

○開会前（5分前、もしくは出席予定委員が全員揃った時点で）

事務局（新居田）

開会前ですが、事務局から連絡事項がございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

あらかじめ郵送しております「議案書」、本日お手元に配布しました「会次第」、「要件確認書」の3つの資料になります。

資料がお手元に無い場合は、お申し出ください。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

開会までしばらくお待ちください。